

15・関税制度

チェコ国境を越える物品の輸送

チェコの EU 加盟日以降、チェコ税関当局は EU 域内の国境（すなわちチェコと隣国の EU 加盟国との国境）を越えて輸送される物品の所定税関検査を撤廃した。

チェコは EU 域外の国と隣接していないため、チェコの国境を越える物品の関税・税務に伴う所定税関検査が国際空港にて通常実施されている。なお、この税関検査は EU 域内の航空便の場合に適用されない。また、チェコがシェンゲン協定に加盟したため、チェコ国境を越える個人の検査（チェコ警察による旅券及びビザの検査）は、撤廃された（シェンゲン域外の航空便を除く）。

EU 加盟国間におけるあらゆる取引はイントラ・コミュニティ・トレードと見なされ、財貨輸出入を伴う所定の税関検査・関税・その他の料金が適用されない。物品は EU 域内の国境において自由に輸送できる。

関税法規類

通関手続きは、EU 域外に輸出入される物品に適用される。通関手続きは主に EU 関税規則により規定されている。最も重要な規則は、以下の通り：

1. 欧州共同体関税法典を制定する 1992 年 10 月 12 日付理事会規則 (EEC) 2913/92、改訂版（2016 年 5 月 1 日まで）。
2. 理事会規則 (EEC) 2913/92 の実施のための規定を定める 1993 年 7 月 2 日付欧州委員会規則 (EEC) 2454/93、改訂版（2016 年 5 月 1 日まで）。
3. 欧州共同体の関税免税制度を制定する 2009 年 11 月 16 日付理事会法規 (EC) 1186/2009。
4. 関税及び統計的用語法、並びに共通関税率に関する 1987 年 7 月 23 日付理事会規則 (EEC) 2658/87、改訂版。

2016 年 5 月 1 日より新規法規の適用が開始される。最も重要な規則は、以下の通り：

1. 欧州連合関税法典を制定する 2013 年 10 月 9 日付欧州議会・理事会規則 952/2013。
2. 欧州連合関税法典の具体的な規定に関する詳細なルールに関連し欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足する 2015 年 7 月 28 日付欧州委員会委任規則 2015/2446。
3. 欧州連合関税法典を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013 の具体的な規定を実施するための詳細なルールを定める 2015 年 11 月 24 日付欧州委員会実施規則 2015/2447。

上記規則は、EU 加盟国の諸言語版が http://europa.eu/pol/cust/index_en.htm のウェブページ 等にて入手可能。

輸出入の制限規定を含む EU 関税率表は、[TARIC Consultation](#) のウェブページを参照。

EU 域内貿易統計 (Intrastat)

EU 法は、域内物品輸送に関する、企業の一定の義務のみ規定している。EU 共通貿易政策のために加盟国間の取引を統計的に把握する必要がある。EU 域内において取引を行い、その売上額が上限額を超過した事業者は、域内貿易統計のための申告 (Intrastat) を行う必要がある。

付加価値税 (VAT)

上記のように、物品の輸出入を伴う関税及びその他の料金は、物品が EU 域内貿易の対象であり、自由流通制度の枠内で輸送される場合に、徴収されない。

ただし、付加価値税 (VAT) は対象外となる。付加価値税規定は、欧州の付加価値税指令に基づき各国の法規に定められ、国家予算及び EU 予算の財源となる。

一般的には、次の規則が適用される：付加価値税は、VAT 納税義務者間の財貨のクロス・ボーダー取引において仕向地課税原則に基づき請求される。要するに、供給者は VAT を請求できないものの、供給に関連した購入において支払った VAT を控除できる。供給者は、財貨を EU 域内に出荷したことを証明することを要求される場合がある。一方、EU 域内において財貨を取得する VAT 納税者は、財貨を取得する国の VAT 規則及び税率に従いリバース・チャージ・制度の適用のため VAT の申告をする必要がある。取引の両者は、税務当局・税関当局がチェックできる目的で、VAT 記録・VAT 還付・その他の記録 (EU 域内の他国へ納入した財貨や提供したサービスの EC セールスリスト (売上・移送集計表) やイントラスタット出荷報告 (EU 域内取引統計用資料) の電子データ) にこれらの取引を記録する義務がある。

チェコ国内においてほとんどの財貨・サービスは、21%の VAT 対象となっている。食品・薬品・書籍等は 15%または 10%の税率が適用される。チェコの VAT 制度は、チェコの VAT 納税者になるために、VAT 納税登録という手続きがある。法律に基づき事業者が VAT 納税者に自動的になる場合もある。外国事業者は、チェコ国内に施設 (所在地或いは恒久的施設) がないのにもかかわらず、VAT 納税者の登録を行うことができる。

EU: 一つの関税領域の例

EU が統一関税域と見なされているため、次のようなケースが考えられる：

仮に、米国産の財貨がハンブルク港経由でチェコへ輸送される場合、チェコの輸入者は二つの選択肢がある。その物品をハンブルク税関当局にて通関手続きし申告する (すなわちドイツで輸入関税及び VAT の申告を行う)。或いは、その物品はハンブルク税関当局によりトランジット制度 (T1 トランジット申告書) の対象とされ、従って定められたチェコ税関当局にて自由流通と見なされる (要するに、関税および輸入 VAT はチェコ国内で申告される)。

輸出通関手続きも、チェコ税関当局または場合により EU 他国の税関当局にて行うことが可能。しかし、何れのケースも輸出される物品は、EU 域を離れる際には国境にある税関当局を通過する (例えばロシア連邦との国境ではラトビア税関当局等)。

しかし、事業者が VAT 納税者として登録している国以外の EU 加盟国にて輸出入を行う場合は、その国で VAT 関連の手続き (VAT 納税登録義務及び申告義務) が必要となる可能性がある。

特惠貿易協定

EU は、世界各国と自由貿易協定を締結している。第三国と取引を行う場合は、特惠関税 (減税) が適用されるかどうか確認すると良い。

認可事業者 (Authorized Economic Operator、以下 AEO と略称)

国際取引のセキュリティーを確保する共同政策の一環として、EU はサプライチェーンのセキュリティー向上を図る目的で、厳密な新規手続きを導入した。EU 域内外へ財貨を売買・輸送するあらゆる取引の各側面に影響を与える変更となった。AEO 制度により、EU 域全体に適用される認可制度が導入された。AEO 資格を取得することにより、取引上で通関手続きにおける種々の軽減や簡素化を図ることができる。2016 年 5 月 1 日より適用が開始される新規規則に伴い、AEO 資格の重要性が顕著に増大する。

事前一括申告

2009 年に、発着前・発送前の事前申告義務が制度化された。これにより物品の輸出入が速やかになると期待される。要するに、取引者及び運送業者は税関当局に EU 関税域内外に輸出入する物品に関する情報を電子書式にて事前に提供する義務がある。